

事務事業名		応急仮設住宅維持管理事業				☐ 実施計画掲載事業 ☐ 総合戦略掲載事業	
政策体系	政策名	潤いに満ちた快適な都市環境の創造				事業期間	
	施策名	20 良好な生活空間の創造					
	基本事業名	03 良質な住宅の供給				単年度のみ ☐ 単年度繰返 (開始 年度～) ☒ 期間限定複数年度 【計画期間】 平成23 年度～ 令和元 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令		災害救助法				予算科目 会計 款 項 目 事業 01 03 04 01 01 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)	
所属	部課名	住宅公園課				総投入量 (千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 24,474 都道府県支出金 266,571 地方債 0 その他 19,415 一般財源 637,547 事業費計 (A) 948,007 人件費 正規職員従事人数 17 延べ業務時間 8,500 人件費計 (B) 34,000 トータルコスト(A)+(B) 982,007	
	課長名	富澤 武弥					
	係名	庶務係					
担当者		木川田 舞	電話	0192-27-3111	内線	329	

事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、市内37箇所に設置されたプレハブ応急仮設住宅の維持管理を行う。主な内容は、軽微な施設修繕に係る経費、集会所等の共益費(光熱水費)の負担である。仮設住宅用地賃借料、集会所等共用部の共益費の財源は、全額県からの負担金である。各戸の修繕については、県の「応急仮設住宅 保守管理センター」(財)岩手県建築住宅センター)において対応している。

平成26年度からは応急仮設住宅支援員を設置し、見守り活動・コミュニティ形成支援を行っている。【総務省:復興特別交付税】※平成25年度までは北上市が同事業を実施。【厚生労働省:緊急雇用創出事業】

平成26年11月に「大船渡市応急仮設住宅撤去・集約化計画」を策定し、学校用地及び民有地にある団地を優先的に撤去することとした。集約に伴う移転費用については市が負担する。(県負担金)

平成27年3月には再建の目処が立てられない入居者への支援を図るため、「大船渡市応急仮設住宅支援協議会」を設立し、被災者の生活再建と仮設住宅の集約化に向けた取り組みを進めている。

仮設住宅入居者の恒久住宅への移転に一定の目処がたったことから、平成31年3月31日に当協議会を解散した。

令和元年5月31日に仮設住宅入居者が全員退去、令和2年1月8日に仮設住宅解体工事が完了し、本事業を完了した。

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)	
前年度実績(前年度に行った主な活動)	
集会所等の共益費(光熱水費等)の負担、長洞仮設団地支援員事務所の解体業務、大立仮設住宅用地の地権者への返還に係る業務、災害公営住宅のコミュニティ形成支援に係る業務	
今年度計画(今年度に計画している主な活動)	
なし	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	
応急仮設住宅、仮設住宅入居者	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	
施設が適正に維持管理され、入居者が快適に過ごせる。	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)	
施設を良好な状態に保ち、入居者に提供できる。	

⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
名称	単位
ア 応急仮設住宅団地数	箇所
イ 応急仮設住宅戸数	戸
ウ 仮設支援員の人数(年度当初)	人
⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
名称	単位
カ 応急仮設住宅団地数	箇所
キ 応急仮設住宅入居戸数(年度当初)	戸
ク	
⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
名称	単位
サ 修繕実施仮設住宅団地数	箇所
シ 修繕実施仮設住宅戸数	戸
ス 退去戸数(年度末)	戸

(2) 総事業費・指標等の推移

	年度	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(目標)
投入量	事業費	国庫支出金	千円	9,800	10,313	4,361		0
		都道府県支出金	千円	37,933	30,307	17,136	2,440	0
		地方債	千円					0
		その他	千円					0
		一般財源	千円	151,592	132,101	75,168	23,694	0
	人件費	事業費計(A)	千円	189,525	172,208	102,617	57,202	0
		正規職員従事人数	人	2	2	2	1	0
		延べ業務時間	時間	1,000	1,000	1,000	500	0
指標	⑤活動指標	人件費計(B)	千円	4,000	4,000	4,000	2,000	0
		トータルコスト(A)+(B)	千円	193,525	176,208	106,617	61,202	0
	⑥対象指標	ア 箇所		35	33	22	7	0
		イ 戸		1,792	1,621	938	574	0
		ウ 人		64	54	29	14	0
	⑦成果指標	カ 箇所		35	33	15	7	0
		キ 戸		1,278	781	242	97	0
		ク						
		サ 箇所		35	33	15	6	0
		シ 戸		730	425	183	92	0
		ス 戸		507	518	147	92	0

事務事業ID	1488	事務事業名	応急仮設住宅維持管理事業
--------	------	-------	--------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、平成23年7月までに市内37箇所に応急仮設住宅が設置された。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

仮設住宅設置から8年が経過し、施設の不具合が増えてきている。設置者である県は、仮設住宅の集約化等により平成28年度以降も使用が見込まれる7団地(下館下、地ノ森、大田、後ノ入、大立、長洞、杉下)を対象に平成27年度内に基礎補強工事を実施した。また、災害公営住宅や防災集団移転促進事業の進展に伴い、仮設住宅入居者数は減少傾向にある。平成30年度から仮設住宅の供与期間が「特定延長」に移行し、自己都合による入居者が退去した。
令和元年5月31日に仮設住宅入居者が全員退去し、令和2年1月8日に仮設住宅解体工事が完了した。
災害公営住宅のコミュニティ形成支援については、令和2年度から「災害公営住宅コミュニティサポート事業」へ移管する。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

仮設住宅入居者からは仮設住宅の修繕等に対し早急な対応を求められている。
議会からは仮設住宅での生活が長期化していることから、必要に応じて補修等の環境整備を行うことや仮設住宅入居者への再建までのサポート等について、きめ細やかな対応が求められている。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	施設を修繕することにより、快適な住環境を提供し、被災者支援に寄与している。
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	応急仮設住宅は県が設置した公共施設である。
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	対象は県が設置している仮設住宅とその入居者であり、妥当である。 良好な施設を維持するため、必要な事業である。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	限られた予算の中で、効果的な成果となるよう対応している。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	令和元年5月31日に仮設住宅入居者は全員退去し、仮設住宅の解体も令和2年1月8日に完了したが、令和2年度まで残務整理を行う。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	必要最低限の維持・修繕としている。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	最低限の人員で対応している。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	激甚災害法、災害救助法等に基づいた対応で、公平・公正である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性		(2) 改革・改善による期待成果																			
1 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止		左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																			
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等		<table><tr><th></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th></th><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><td>向上</td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td>×</td><td>×</td></tr></table>			コスト				削減	維持	増加	成果	向上			維持		×	低下	×	×
	コスト																				
	削減	維持	増加																		
成果	向上																				
	維持		×																		
	低下	×	×																		
令和元年5月31日に仮設住宅入居者が全員退去し、令和2年1月8日に仮設住宅解体工事が完了したことにより本事業は完了したが、災害公営住宅のコミュニティ形成支援については、令和2年度から「災害公営住宅コミュニティサポート事業」へ移管し、継続する。																					

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持 2 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	応急仮設住宅維持については終了したもの、引き続き災害公営住宅入居者に対するコミュニティ形成支援を行っていることから、当該事業の推進を図ること。